専第４号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第179条第１項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

令和２年１月29日

鹿児島県知事　　三反園訓

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 68,000円

相手方		事由
氏名	住所	
[redacted]	[redacted]	鹿児島市明和一丁目の駐車場における自動車損傷事故